

河川水位予測システム構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 業務名

河川水位予測システム構築業務委託

(2) 業務目的

令和元年東日本台風や令和5年台風第13号など近年の激甚な水害の発生、さらには今後の気候変動による降雨量の増大による水害の頻発化・激甚化を踏まえ、大雨や台風などにより河川洪水が予想される場合においては、市民が迅速に避難行動できるような行政の対応が求められている。

このことから、大雨による水防業務において、迅速な水防体制の構築や的確な避難指示の発令等を支援するため、数時間先の河川水位を予測するシステムの構築を行うものである。

(3) 業務内容

「河川水位予測システム構築業務委託 仕様書(以下、「仕様書」という。)」に記載しているとおり。

ただし、契約時に仕様書は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日(金)までとする。

(5) プロポーザル方式を採用する理由及び採用するプロポーザル方式の種別

本業務は、河川洪水による水害時において、市民の迅速な避難行動を可能とするための早期災害体制の構築や的確な避難指示の発令支援を目的に、数時間先の河川水位を予測するシステムを構築するものであり、高度な専門性、技術力、企画力及び創造性並びに同様の業務実績を有する者から幅広く提案を受け、本業務に最も適した者を選定することができる公募型プロポーザル方式を採用する。

2 予算

41,243,400円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、上限額を超える見積額を提案した場合は失格とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

(1) 一般要件

ア 法人格を有する団体であること。

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条第2項の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱(昭和 52 年3月 28 日制定)に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていないこと。

エ いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱(平成 28 年3月 30 日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 次の(ア)から(カ)までの要件に該当しないこと。

(ア) 特別な理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を要しない者及び破産者で復権を得ない者

(イ) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合においてこれを受けていない者

(ウ) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに本市に収めるべき市税を納付していない者

(エ) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年2月 22 日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者

(オ) 工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から、2年を経過していない者

(カ) 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

カ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(2) 個別要件

ア 過去 10 年間で、河川又は防災情報の収集・配信に係るシステム検討・設計・構築に関する業務実績を有すること。

イ AI による河川水位の予測技術を有すること。

(3) 入札参加形態

- ア 単体企業である場合は、「(1)一般要件」及び「(2)個別要件」のすべてに該当していること。
- イ 共同企業体(本業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。)である場合は、次の(ア)から(オ)までの要件に該当していること。
 - (ア) 構成員の数が3を超えない者
 - (イ) 代表構成員が「(1)一般要件」及び「(2)個別要件」のすべてに該当する場合、その他の構成員は「(1)一般要件」に該当する者とし、代表構成員が「(1)一般要件」及び「(2)個別要件ア」に該当する場合、その他の構成員は「(1)一般要件」及び「(2)個別要件イ」に該当する者とする。
 - (ウ) 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とし、共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、共同企業体の構成員数に応じ、次の割合以上とする。
ただし、この割合により難しい特別の理由があると認められる場合については、この限りでない。
 - ・2社 40 パーセント以上
 - ・3社 30 パーセント以上
 - (エ) 共同企業体協定書により、共同企業体を組織している者
 - (オ) 構成員全てが、その他の提案者及び特定委託共同企業体の構成員でないこと。

4 参加申込方法等

(1) 申込方法

申込期間内に次の提出書類を持参、郵送(提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。)又は宅配便による提出とする。

提出部数は正本が1部、写し1部(写しについては、添付1～5を除く)とする。

本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届(様式 10)について、持参、郵送又は宅配便で提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。

なお、参加表明書類の提出後に辞退届を提出せずに辞退した場合で、いわき市入札参加有資格者の場合は指名停止の措置を行う場合がある。

提出書類

	単体 企業	企業共同体	
		代表構成員	その他構成員
様式1:参加表明書	○	○	
様式2:団体概要書	○	○	○
様式3:団体業務実績表	○	○	○
様式4:配置予定技術者(管理技術者・担当技術者)調書	○	○	○
様式5:同意書	○	○	○
様式6:共同企業体協定書(共同企業体である場合)	—	○	
添付1:商業登記事項証明書又は履歴事項全部証明書(写し可)	○	○	○
添付2:国税の納税証明書(写し可) (税務署様式 その3の3)	○	○	○
添付3:いわき市税の納税証明(原本)	○	○	○
添付4:財務諸表(写し可) (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)	○	○	○
添付5:委任状(受任者申込みの場合)	○	○	○

※ 令和7年度いわき市入札参加者有資格者名簿に登録されている場合は、様式5及び添付1～5を省略可。

※ 添付2～3については、令和7年4月1日以降発行のもの

(2) 申込期間及び申込先

令和7年5月9日(金)から令和7年5月21日(水) 午後5時まで

※ 受付時間は土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出先

「13 問い合わせ先」のとおり。

(4) 参加表明書類並びに申込に係る資料の配布場所及び周知方法

令和7年4月21日(月)から令和7年5月21日(水)までの期間に、市公式ホームページに掲載するので、各自ダウンロードして用いること。

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果の通知は、令和7年6月下旬とする。

ただし、参加資格審査結果の通知後に参加要件を満たさないことが確認された場合には、参加資格を取り消すこととする。

5 提案書の内容及び作業方法等

(1) 提案書の内容及び様式

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、次の書類を提出すること。

様式7 : 企画提案書(表紙)
様式8 : 見積書
任意様式: 業務フロー
任意様式: 業務工程
任意様式: 維持管理体制
任意様式: 障害時緊急対応
任意様式: 企画提案説明資料

(2) 提案書類等並びに提案に係る資料の配布場所及び周知方法

令和7年4月21日(月)から令和7年6月13日(金)までの期間に、市公式ホームページに掲載するので、各自ダウンロードして用いること。

6 提案書の提出方法等

(1) 提出方法

提出期間内に提出書類を持参、郵送(提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。)又は宅配便による提出とする。

提出部数は正本が1部、写し8部とする。

本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届(様式10)について、持参、郵送又は宅配便で提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。

(2) 提出期間及び提出先

令和7年5月26日(月)から令和7年6月13日(金) 午後5時まで

※ 受付時間は土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(3) 提案書の取り扱い

ア 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部を複製等することができるものとする。

イ 市は、企画提案書等について、第三者に開示することができるものとする。

7 審査方法等

(1) 審査体制

企画提案書等の審査及び評価については、市が設置する「河川水位予測システム構築業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」において、実施するものとする。

(2) 審査方法

提案書等の書類審査に加えて、提案内容をより理解するため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

各提案者から提出された企画提案書等を別表(評価基準)に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案書を「最優秀提案者(契約候補者)」として選定し、次いで評価の高い提案者を「次点」として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点(提案内容評価点の5割)以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) 審査項目及び審査基準

別表の通り。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した者を対象に実施する。

なお、日程等は現時点の予定であり、プロポーザル提案者数や時勢によりWEBによる審査方法などに変更する可能性があることから、詳細は別途通知する。

ア 開催予定日

令和7年6月24日(火)(詳細は別途通知)

イ 場所

いわき市役所(詳細は別途通知)

ウ 審査体制

審査は、審査委員会が行う。

エ プレゼンテーションへの出席者

本業務を担当予定の配置予定技術者は、必ず出席するものとし、出席人数は3名以内とする。

なお、プレゼンテーションは、担当技術者が行うものとする。

オ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング(質疑応答)を実施する。

- (イ) 実施時間は、1業者につき 30 分程度とし、説明時間を 15 分、ヒアリング(質疑応答)を 15 分程度とする。
- (ウ) プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
- (エ) 説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

8 審査結果

(1) 通知方法

本プロポーザルの審査結果は、提案者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知する。

また、本市のホームページにて「最優秀提案者(契約候補者)」と「次点」を評価点とともに公表する。

(2) 通知予定日

令和7年6月 26 日(木)

9 契約の締結

(1) 契約の締結方法

本市と本市が選定した最優秀提案者(契約候補者)との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する(この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある)。

また、最優秀提案者(契約候補者)と協議が整わない場合にあつては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の4第2項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は、2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

10 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例(以下、「公開条例」という。)に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第7条第1項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

11 日程

実施の告示から契約までの全体スケジュールは、以下のとおり予定する。

不測の事態により変更する場合、参加(提案)者へ個別通知するとともに、市公式ホームページに同内容を掲載する。

実施内容	実施期間又は期限
募集公告、資料配布開始、質問受付開始	令和7年4月21日(月)
参加表明受付開始	令和7年5月9日(金)
質問受付期間	令和7年4月21日(月)～ 令和7年5月9日(金)
質問最終回答日	令和7年5月14日(水)
参加表明書提出期限(受付期限)	令和7年5月21日(水)
参加資格審査結果通知※	令和7年5月23日(金)
企画提案書提出期限	令和7年6月13日(金)
プロポーザル審査委員会(予定) (参加者によるプレゼンテーション)	令和7年6月24日(火)
結果通知日(予定)	令和7年6月26日(木)
契約締結(予定)	令和7年6月下旬頃

※ 令和7年度いわき市入札参加資格者名簿に登録していない者で、参加資格審査結果の通知後に暴力団等であることが確認された場合は、参加資格を取り消すこととする。

12 質問・回答

(1) 提出先

本プロポーザルに係る質問は、質問書(様式9)により、問い合わせ先まで持参、電子メール又はFAXで提出すること。

なお、電子メール又はFAXで提出する場合は、必ず電話にて受領確認すること。

(2) 提出期限及び提出先

令和7年4月 21 日(月)から令和7年5月9日(金)午後5時まで

※ 受付時間は土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

(3) 回答方法等

質問の内容(質問者名を除く。)及び回答は、令和7年4月 23 日(水)から令和7年5月9日(金)までの期間、市公式ホームページで公表する。

なお、受付期間以外の質問、質問の内容が本プロポーザルに関連性がない又は契約候補者選定に公平性を保つことができないと判断した場合には、いかなる理由があっても質問に回答しない。

13 問い合わせ先

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

いわき市土木部土木政策課河川政策担当

電話番号:0246-22-7492 FAX:0246-24-2119

メールアドレス:kasenseisaku@city.iwaki.lg.jp

※ 郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※ 電子メール又はFAXの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

14 その他

(1) 企画提案にあっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

(2) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。

(3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、又は再提出は認めない。

ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾した場合については、この限りではない。

(4) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

(5) 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 提出された企画提案書等の返却は行わない。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
- イ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
- ウ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
- エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案
- オ 虚偽の記載をした企画提案

- (8) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (10) 企画提案に関し、本市が提示する書類及び提示する使用は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (11) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、又はその恐れがある場合は、本市は当該提案者を企画提案に参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該業者との契約を解除することがある。

なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、総合計画等に基づく政策変更、その他不可抗力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (13) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

(別表)評価項目・基準

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価 ウェイト
企業評価	業務実績		① 河川又は防災情報の収集・配信に係るシステム検討・設計・構築かつ AI による河川水位の予測に係るシステム検討・設計・構築に関する業務実績を有する。	10
			② 河川又は防災情報の収集・配信に係るシステム検討・設計・構築に関する業務実績を有する。	5
配置予定技従者の 能力	監理技 術者	業務実績	① 河川又は防災情報の収集・配信に係るシステム検討・設計・構築かつ AI による河川水位の予測に係るシステム検討・設計・構築に関する業務実績を有する。	5
			② 河川又は防災情報の収集・配信に係るシステム検討・設計・構築に関する業務実績を有する。	3
	担当技 術者	業務実績	① 河川又は防災情報の収集・配信に係るシステム検討・設計・構築かつ AI による河川水位の予測に係るシステム検討・設計・構築に関する業務実績を有する。	5
			② 河川又は防災情報の収集・配信に係るシステム検討・設計・構築に関する業務実績を有する。	3
実施方針・業務フ ロー・工程表	業務 理解度	業務内容の理 解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合優位に評価する。	5
		実施方針の妥 当性	課題に対する取組み方針や実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
		業務フロー、工 程表の的確性	作業スケジュールや策定プロセスなどの工程が的確であり、確実な業務の遂行が見込まれる場合に優位に評価する。	5
システムに関する 技術提案	業務 提案度	システムに関 する機能性・安 定性	システムに関する、機能性、安定性が適切である場合に優位に評価する。 ① 本市が求める機能要件は、充分満たされているか。 ② セキュリティ対策及び障害対策の特徴が示されているか。 ③ サポートに関し、標準応答時間、設置状況、所在地、対応人数、回線数及び対応内容等について具体的に示されているか。 ④ システム構築後に追加機能の拡張性があるか。	45 ※ ① :15 点 ②~④: 各10点
ヒアリング	コミュニケーション能力、 提案意欲		プレゼンテーションが分かりやすく説得力があり、質疑に対して的確な応答であること、提案に意欲が感じられる場合に優位に評価する。 ※プレゼンテーションを行う者は担当技術者とする。	10
参考見積りと技術 提案内容との関係	業務コストの妥当性		参考見積(イニシャルコスト)及び年間保守点検費(ランニングコスト)に対する技術提案内容の優位さを評価する。	10
評価点合計				100

※ 業務実績については過去 10 年間のものとする。

※ 100 点×委員数が総合点の満点となる。